

都内各病院管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

(公印省略)

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等の公布について

平素より都の保健衛生施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

鳥インフルエンザ（H7N9）については、平成25年5月6日から1年間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における指定感染症に定められているところですが、この度、当該感染症のヒトへの感染について、引き続きその発生及びまん延の防止のために対応を行うことが必要とされていることから、平成26年4月25日付けで、関係政省令が一部改正され、指定感染症としての指定期間を1年間延長することとされました。

については、貴院関係職員へ御周知いただけますようお願い申し上げます。

また、本件による、鳥インフルエンザ（H7N9）発生時等の体制に変更はございません。下記ウイルス遺伝子検査（行政検査）実施要件に該当する当該感染症が疑われる患者を診察した場合には、最寄りの保健所へ情報提供（報告）いただけますよう、引き続き御協力の程よろしくようお願い申し上げます。

記

1 関係政省令

- (1) 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）

※ 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（平成26年政令第170号）により改正

- (2) 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成25年厚生労働省令第62号）

※ 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第58号）により改正

2 施行期日等

本件については、平成26年4月25日から施行され、平成27年5月5日をもって、指定感染症としての指定期間を終了する。

3 ウイルス遺伝子検査（行政検査）実施要件

次の(1)(2)(3)の全てに該当する者又は(4)に該当する者

(1) 発症前10日以内に患者発生地域(*)に渡航又は居住していた者

* 患者発生地域：東京都感染症情報センターのHPで確認

http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/avianflu/h7n9_china/

(2) 38℃以上の発熱と急性呼吸器症状を呈する者

(3) 他の感染症又は他の病因が明らかでない者

(4) その他鳥インフルエンザ(H7N9)感染が特に疑われる場合(※)

(※) 感染が疑われる鳥類等との接触歴があるなど、臨床所見等とあわせて感染が特に疑われる症例については、項目(4)に該当するものとして検査を行うことがあります。

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫係

電話 03(5320)4482